

令和 5 年度 久留米市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 5 年度久留米市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 139,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 20 日提出

福岡県久留米市長 原 口 新 五

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 貸付事業収入		66,000
	1 貸付事業収入	66,000
2 繰入金		2,000
	1 一般会計繰入金	2,000
3 繰越金		70,000
	1 繰越金	70,000
4 諸収入		1,000
	1 雑入	1,000
歳入合計		139,000

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		64,989
	1 事業費	64,989
2 公債費		52,504
	1 公債費	52,504
3 諸支出金		20,207
	1 一般会計繰出金	20,207
4 予備費		1,300
	1 予備費	1,300
歳 出 合 計		139,000